

令和 6 年 3 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 常総市公共交通活性化協議会
住 所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
代表者氏名 会長 鈴木 勉

地域公共交通計画変更届出書

令和 5 年 9 月 26 日付け国総地第 83 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 6 年 4 月 1 日
- 変更箇所
地域公共交通計画別紙 表 1
運行予定系統を示した地図 (表 1 添付資料)
- 変更理由
接続する補助対象地域間幹線系統の 1 つである「関東鉄道水海道駅～土浦駅西口線」系統の変更に伴い、本計画の運行予定系統 (区域) 内を運行する地域間幹線系統に変更 (1 系統減) が生じるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	関鉄タクシー(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅及び石下 駅にて関東鉄道常 総線と接続。	③
	松並タクシー(有)	(2) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅バス停に て地域間幹線系統 関東鉄道水海道駅 ～土浦駅西口線と 接続。	③
	(有)三妻タクシー	(3) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①	きぬの里バス停に て地域間幹線系統 関東鉄道岩井BT ～守谷駅西口線と 接続。	③
	水海道ハイヤー(有)	(4) デマンド交通				往 km 復 km	239日	1,912回			区域運行	①		③
	石塚タクシー(有)	(5) デマンド交通				往 km 復 km	61日	488回			区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

変更後

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	関鉄タクシー(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 km	239日	1,912回			区域運行	①	水海道駅及び石下 駅にて関東鉄道常 総線と接続。 きぬの里バス停に て地域間幹線系統 関東鉄道岩井BT ～守谷駅西口線と 接続。	③
	復 km													
	松並タクシー(有)	(2) デマンド交通				往 km	239日	1,912回			区域運行	①		③
	復 km													
	(有)三妻タクシー	(3) デマンド交通				往 km	239日	1,912回			区域運行	①		③
復 km														
水海道ハイヤー(有)	(4) デマンド交通	往 km	239日	1,912回			区域運行	①	③					
復 km														
石塚タクシー(有)	(5) デマンド交通	往 km	61日	488回			区域運行	①	③					
復 km														

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

「水海道駅バス停にて地域間幹線系統関東鉄道水海道駅～土浦駅西口線と接続。」を削除。

常総市予約型乗合交通運行区域図

市内全域区域運行

石下駅/石下駅停留所で接続

地域間幹線系統
(関東鉄道(株)水海道駅～
みどりの駅・学園並木～
土浦駅西口系統)

変更前

地域間幹線系統
(関東鉄道(株)岩井バス
ターミナル～きぬの里～
守谷駅西口系統)

水海道駅/水海道駅停留所で接続

きぬの里停留所で接続

至岩井バスターミナル

至守谷駅



1:20,000

0 500 1,000 2,000 3,000



常総市予約型乗合交通運行区域図

市内全域区域運行



変更後